

## ⑱ 障害者施設等入院基本料等の見直し

### 第1 基本的な考え方

患者の状態に応じた適切な管理を更に推進する観点から、慢性腎臓病患者が入院した場合について、障害者施設等入院基本料等の評価を見直す。

### 第2 具体的な内容

障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料及び特殊疾患病棟入院料において、透析を実施する慢性腎臓病患者について、療養病棟入院基本料に準じた評価とする。

改 定 案	現 行
<p>【障害者施設等入院基本料】 [算定要件]</p> <p>注13 <u>当該病棟に入院している患者のうち、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、区分番号J039に掲げる血漿交換療法又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流を行っている慢性腎臓病患者（注6及び注12に規定する点数を算定する患者を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3(1)のロに規定する医療区分2の患者に相当するものについては、注1及び注3の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。</u></p> <p>イ <u>7対1入院基本料又は10対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合</u> 1,581点</p> <p>ロ <u>13対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院して</u></p>	<p>【障害者施設等入院基本料】 [算定要件] (新設)</p>

いる場合 1,420点  
ハ 15対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合 1,315点

【特殊疾患入院医療管理料】

[算定要件]

注7 当該病棟に入院している患者のうち、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、区分番号J039に掲げる血漿交換療法又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流を行っている慢性腎臓病の患者（注4及び注6に規定する点数を算定する患者を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3(1)のロに規定する医療区分2の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、2,011点を算定する。

【特殊疾患病棟入院料】

[算定要件]

注7 当該病棟に入院する患者のうち、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、区分番号J039に掲げる血漿交換療法又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流を行っている慢性腎臓病の患者（注4及び注6に規定する点数を算定する患者を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3(1)のロに規定する医療区分2の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出た病棟に入院して

【特殊疾患入院医療管理料】

[算定要件]

(新設)

【特殊疾患病棟入院料】

[算定要件]

(新設)

<u>いる場合</u>	<u>2,010点</u>	
<u>□ 特殊疾患病棟入院料2の施設</u> <u>基準を届け出た病棟に入院して</u> <u>いる場合</u>	<u>1,615点</u>	